

北海道の美しい景観形成を推進するために道内景観行政団体等が連携した取組

良好な景観形成に関する取組やノウハウの情報共有

■ 目的

北海道における良好な景観形成をより一層推進するためには、道内において景観形成を先導している景観行政団体が密に連携し、景観法及び関連制度の長所を最大限活用した景観施策を効率的・効果的に展開していくことが重要である。

本取組は、道内各景観行政団体の取組やノウハウを相互に情報共有し、さらに各々における景観形成の効率的・効果的な展開に有意義に活用していくことを目的とする。

■ 取組内容

景観法及び関連制度を活かした景観形成に関する取組やノウハウの情報共有
 (「北海道景観づくりポータルサイト」(現在準備中)を活用)

景観 ルール づくり	景観計画	景観計画に定める事項	〇〇市	〇〇町
		良好な景観の形成に関する方針		
		届出対象行為		
		景観形成基準・行為の制限		
		景観重要建造物		
		景観重要樹木		
		景観重要公共施設		
	景観農業振興地域整備計画			
	景観地区			
	景観条例			

ルール 体制 づくり	(例)	〇〇市	〇〇町
	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇地区の土地所有者が、景観協定を結んだ ・商店主・商店街近隣住民と、景観協議会を設立した ・△△NPOと、景観整備機構を設立した ・景観審議会の委員を公募した 等		

ルール の 活用	(例)	〇〇市	〇〇町
	<ul style="list-style-type: none"> ・××地区の土地所有者から、景観計画の提案があった ・届出対象行為に対して勧告を行った ・特定届出対象行為に関して変更命令を出した 等		

道内の景観計画				
	函館市景観計画	東川町景観計画	平取町景観計画	
景観計画区域	市内全域(住宅地景観ゾーン、住商複合地景観ゾーン、港湾地景観ゾーンに区分)	町内全域(市街地域、農村地区、大雪山地域等に区分)	町内全域(山地・山間域、田園・牧野域、市街域、河川・水辺域に区分)	
重点区域等	歴史的建造物が多く存在する地域を「都市景観形成地域」に指定。			
良好な景観の形成に関する方針	<p>【一般地域】</p> <p>『函館らしさの保全・強調』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・函館らしさは、主として函館の地勢や成り立ちによって形づくられているが、それらを保全し、さらに強調していく。 <p>『函館の都市景観上の特徴の保全・活用』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・函館市の都市景観は、他都市にはない多くの特徴を持っているが、それらを保全し、または積極的に活用していく。 <p>『豊かな都市環境の実現』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観の形成は、個性・特徴の保全・強調・活用のみならず、基本的な豊かな都市環境を実現していくためのものである。 <p>【都市景観形成地域】</p> <p>(1)住宅地景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史性と地形上の特色を生かし、より魅力的で個性あふれる住宅地の形成に努める。 ・都市施設の整備をはじめとして居住環境の向上に努め、安全で快適な住宅地の形成を図る。 ・市民生活の基盤となっている成熟したコミュニティについては、景観形成にも不可欠であり、その維持に努める。 <p>(2)住商複合地景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史を背景とした個性を生かし、親しみのある商店街の形成を図るとともに、市民や市外からの来訪者にとっても魅力ある商店街の形成を図る。 ・新たな商業施設の整備にあっても、周辺の歴史的環境との調和を図り、まとまりのある景観形成に努める。 ・そこに住み、働く人たちにとっても、安全で快適な生活の場、活動の場として整備を進める。 <p>(3)港湾地景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史を背景とした個性を生かしながら港湾施設の質的な充実を図り、活力のある港湾地の形成に努める。 ・新たな港湾施設の整備にあっても、周辺の歴史的環境との調和を図り、まとまりのある景観形成に努める。 ・市民のみならず市外からの来訪者にとっても、港に親しみ、くつろぎの場となる空間の創造と、環境の整備に努める。 	<p>(1)市街地域</p> <p>①商店街地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化を推進し、安全快適で景観に配慮した歩行者空間づくり ・オープンスペースの設置と美しいデザインによる空間づくり ・デザインに工夫を凝らした広告サイン設置と既存サインの撤収 ・親しみやすいデザインの建築計画を推進 ・来訪者に分かりやすい案内誘導サインの設置 ・夜間も美しい景観づくりに配慮 ・空き店舗対策を進め、賑わいのある商業空間をつくる <p>②住宅地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地や公園など緑いっぺいの空間づくり ・安全や福祉、防災などに配慮した住宅地づくり ・降雪期に配慮した空間の確保 ・公共空間の地域住民との協働管理を推進 ・道路に面する宅地部分の植栽推進 ・景観に配慮した建築計画の採用等による規制・誘導 ・付属建物や構築物など周囲の調和について規制・誘導 <p>③工場地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な緑地スペースの確保と適正な管理 ・道路に面する用地の植栽緑化 ・点在する工場跡地の適正な管理と利活用 ・付属建物や構築物など周囲の調和について規制・誘導 ・夜間の照明など防犯環境の推進 <p>④公共施設地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全快適で美しい空間づくり ・自然・歴史・文化的景観を活かした施設整備 ・来訪者に分かりやすい案内誘導サインの設置 ・緑豊かで写真の町に相応しい整備を推進 ・旧東川駅跡地区にある倉庫群の保全・利活用 <p>(2)農村地区</p> <p>①共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や里山地域の環境・景観保全 ・農家住宅や納屋・機械庫などは周辺景観に配慮 ・山林の保全 <p>②中央地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点在する事業場や工場跡地は建築計画や緑化など周辺環境や景観に配慮 ・北海道神宮神額田やイチゴ狩農園など交流の場となる地域の景観を保全 <p>③第1地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある敷地を活かした美しい住宅地づくり ・種別建造物のある地域特性に配慮した地域づくり ・地域に残る山林は極力保存 <p>④第2地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある敷地を活かした美しい住宅地づくり ・峻登牛山の景観に配慮した地域づくり ・棚田・土蔵・地神宮などのある景観を保全 <p>⑤上峻登牛地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創作芸術活動を行う人たちが暮らす地域の環境や景観特性を保全 ・「百年記念の森公園」などの景観環境に配慮した地域づくり ・開拓跡地や樹林伐採地などの広葉樹林への復元 ・「旧第5小学校」の保存と適正な管理 <p>⑥第3地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地帯の畑地景観や環境を守る ・ゆとりある敷地を活かした美しい住宅地づくり ・「遊水公園」などの景観環境に配慮した地域づくり ・樹林地や石倉、小神宮のある景観を保全 <p>(3)大雪山地域等</p> <p>①共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林の適正な管理に努め、良好な森林景観を保全 <p>②忠別ダム地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな保安林と美しい水辺に配慮した景観保全・形成 ・優れた自然資源を活かした景観形成 ・生物多様性に配慮し、在来種の保存や優れた環境・景観を保全 ・ダム湖面の静寂性を保ち適正な活用に配慮 ・建物、構築物はダム湖景観に配慮 <p>③旭岳温泉地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別天然記念物に指定されている地域に相応しい景観保全・活用 ・豊かな自然が溢れ出す美しい風景や環境を保全 ・登山道、探勝路やクロカンコースは生物多様性に配慮し、優れた環境や景観を保全 ・自然ガイドや解説者による活動を促進し、環境や景観に関する意識向上を図る ・建物、案内サインなどは周囲の自然景観に配慮 ・国立公園事業は管理計画に基づき適正に行う <p>④天人峡地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物指定の名瀑などがある峡谷に相応しい景観保全・形成 ・生物多様性に配慮し、優れた環境や景観を保全 ・自然ガイドや解説者による活動を促進し、環境や景観に関する意識向上を図る ・建物、案内サインなどは周囲の自然景観に配慮 ・国立公園事業は管理計画に基づき適正に行う 	<p>(1)山地・山間域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観を保全しつつ調和のとれた景観づくりを図る。 <p>(2)田園・牧野域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の景観との調和を大切に、暮らしを支える産業に関わる景観を整える。 <p>(3)市街域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物周辺や道路に沿った緑化等に配慮し、住民意識のつながりを感じる整った景観づくりを目指す。 <p>(4)河川・水辺域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河畔林、溪畔林を大切に、水辺が憩いと安らぎの場となるような景観づくりを目指す。 	
	建築物の新築、増築、改装、移転等	<p>【一般地域】</p> <p>(1)第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、市街化調整区域、都市計画区域以外の区域 高さ10m又は床面積500㎡を超えるもの</p> <p>(2)第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 高さ13m又は床面積1,500㎡を超えるもの</p> <p>(3)近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 高さ20m又は床面積3,000㎡を超えるもの</p> <p>【都市景観形成地域】</p> <p>規模に関わらず届出</p>	<p>高さ3m又は延べ床面積50㎡を超えるもの</p>	
	工物対象行為	<p>【一般地域】</p> <p>(1)第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、市街化調整区域、都市計画区域以外の区域 高さ10mを超えるもの</p> <p>(2)第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 高さ13mを超えるもの</p> <p>(3)近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 高さ20mを超えるもの</p> <p>【都市景観形成地域】</p> <p>規模に関わらず届出</p>	<p>(1)門・塙・垣・橋等 高さ1.2mかつ長さ10mを超えるもの</p> <p>(2)擁壁等 高さ3mを超えるもの</p> <p>(3)鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 高さ13mを超えるもの</p> <p>(4)広告塔、物見塔等 高さ5mを超えるもの</p> <p>(5)街路灯、照明灯等 高さ5mを超えるもの</p> <p>(6)煙突、排気塔等 高さ13mを超えるもの</p> <p>(7)製造施設、貯蔵施設等 高さ10m又は築造面積200㎡を超えるもの</p> <p>(8)橋梁、索道、高架道路等 長さ20mを超えるもの</p>	
	その他	<p>【都市景観形成地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の造成その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・土石等の採取 ・水面の埋立て ・その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で市長が別に定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における土石・廃棄物・再生資源等の物件の堆積 高さ3m以上、面積200㎡以上で期間が30日以上のもの ・土地の形質の変更 面積1,000㎡以上のもの ・木竹の伐採 公有林及び地域森林計画対象民有林以外の50㎡以上の面積の樹林地及び並木の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の植栽又は伐採 10,000㎡を超えるもの ・水面の埋立又は干拓 10,000㎡を超えるもの
景観形成基準・行為の制限	建築物	<p>【一般区域】</p> <p>配置、形態・意匠・外構・付属建築物等、屋外駐車場等、照明、広告物について基準を定めている。</p> <p>【都市景観形成地域】</p> <p>敷地内の位置、規模、外観の意匠及び色彩、建築設備などの位置及び形態について基準を定めている。</p>	<p>高さ、配置、屋根、外壁について基準を定めている。</p> <p>商店街地区、住宅地区、工場地区、公共施設地区、農村地区、忠別ダム地区におけるデザイン等について基準を定めている。</p>	
	工物	<p>【一般区域】</p> <p>形態・意匠、照明、広告物について基準を定めている。</p> <p>【都市景観形成地域】</p> <p>敷地内の位置、規模、外観の意匠及び色彩について基準を定めている。</p>	<p>外観、色彩等について基準を定めている。</p>	
	その他	<p>【都市景観形成地域】</p> <p>屋外広告物、土地の形質の変更、木竹懸標、土石等の採取について基準を定めている。</p>	<p>屋外における土石・廃棄物・再生資源等の物件の堆積、土地の形質の変更、木竹の伐採について基準を定めている。</p>	<p>樹木等の伐採規模、保全措置、植栽等について基準を定めている。</p> <p>水面の埋立てまたは干拓に係る水辺空間の保全について基準を定めている。</p>
景観重要公共施設の指定	無	無	無	
景観重要建造物		郷土館、大正の家		
景観重要樹木				

道内の景観計画			
	清里町景観計画	長沼町美しい景観づくり計画	小樽市景観計画
景観計画区域	町内全域(自然景観区域、農村景観区域、市街地景観区域に区分)	町内全域(馬追丘陵、中央長沼市街地、平地の農村に区分)	市内全域(北西部地区、中部地区、東南部地区に区分)
重点区域等			歴史・文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している区域を「小樽歴史景観区域」に指定。
良好な景観の形成に関する方針	<p>(1)自然景観区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜里岳を中心に広がる自然豊かな森林を保全し、美しい自然景観を継承する。 ・森林を中心とした自然景観の中に変化を与える魅力的な河川・滝・湖・池の水辺環境を適切に保全し、活用を図る。 ・市街地、沿道、鉄道沿線等からの眺望に配慮し、山並みと森がつくりだす美しいスカイラインの保全に努める。 <p>(2)農村景観区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村景観を特徴づける幹線防風林と耕地防風林を緑の回廊の骨格として保全するとともに、自然・景観学習の場として散策路とするなど防風林内部の空間活用を図る。 ・建築物や構造物の建設にあたっては、形態・規模・色彩などに配慮し、周辺の農村景観や背景となる自然景観との調和を図る。 ・農作物が作りだす彩りある景観や、農作業風景、輪作風景など、農業生産活動そのものが作りだす変化に富んだ景観を資源として活用。 ・道路・鉄道からの眺望を意識した農村景観の演出を図る。 ・ウエンベツ川沿いに散策路や休憩・観水空間を整備し、緑の回廊の骨格となる新たな水辺空間を創出する。 <p>(3)市街地景観区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働で行われてきた花と緑のまちづくりの取組を継続し、花と緑による潤いと安らぎと美しさを感じることができるよう、まちなみの質の充実を図る。 ・建築物や構造物のデザインは、形態・規模・素材・色彩などに配慮し、背景となる自然景観及び周辺の農村景観と調和するものとする。 ・市街地から斜里岳を眺めることができるよう、眺望の確保に努める。 	<p>(1)馬追丘陵</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のもつ潜在的な魅力や都市住民のニーズから、多様な利用がますます広がると推測され、自然と融和した持続的な住まい方土地利用を進めることにより、資産価値や魅力の維持・向上を目指す。 <p>(2)中央長沼市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしや産業活動に景観という視点を取り入れ、出来ることから、調和のとれた街並み・家並みの形成を進め、住みよい環境を創出するとともに、今後ともイベント等を通じた賑わいの創出に取り組む。 <p>(3)平地の農村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な農産品、直売所やファームレストランなどとともに、景観を農業における長沼ブランドを構成する要素のひとつとして位置づけ、今後も農業振興策などによって、農地の高度利用、農地・水利施設などの資源の保全・向上に努めるとともに、農家のまわりの景観をより良くする取組などを進める。 	<p>【一般区域】</p> <p>(1)共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街並みの背景となる山並みの保全を図るとともに、これらと調和した景観の創出に努める。 ・フェリーなどから市街地を望む景観に配慮し、調和のとれた街並みの形成に努める。 <p>(2)北西部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園風景に配慮した景観の形成に努める。 ・歴史的建造物の保全を図るほか、新たに建てられる建築物等についても、周囲との調和を図った景観の創出に努める。 ・観光・レクリエーション地では、自然景観との調和に努める。 <p>(3)中部地区</p> <p>①市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地に建てられる建築物の規模やデザインなどは、その周辺や背景となる高や山並みとの調和に努める。 ・小樽歴史景観区域周辺では、区域と調和した意匠とし、魅力ある街並み景観の創出に努める。 <p>②歴史景観区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物を保全・活用しながら新旧調和のとれた街並みの形成に努める。 ・近代化遺産の周辺では、魅力ある景観の創出に努める。 ・築港地区は、ウォーターフロントとしての立地を生かし、広域集客や移住などの機能を持った地区として魅力ある景観の創出に努める。 <p>③港湾区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の規模やデザインなどは、良好なランドマークとなるとともに周囲の景観と調和に努める。 ・ウォーターフロントの特性を生かした魅力ある港湾景観の形成に努める。 <p>(4)東南部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地内の緑化など草花による修景に努める。 ・商業業務地では、建築物や広告物などの規模やデザインに配慮するとともに周囲と調和した景観の創出に努める。 ・工業地では、修景に配慮した敷地内の緑化に努める。 ・石狩湾新港地区では、既存樹木の保全や植樹などの緑化に努める。 <p>【小樽歴史景観区域】</p> <p>(1)手宮鉄道施設地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近代化遺産である旧手宮線鉄道施設の遺構が残り出している景観の保全に努める。 ・手宮公園など周囲の環境に配慮した街並みの形成に努める。 <p>(2)日本郵船地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧日本郵船などの歴史的建造物と運河公園、小樽運河が一体となった、歴史的な港湾都市をしのばせる景観の保全に努める。 ・旧国鉄手宮線や本通線の連続性に配慮した街並みの保全・再生に努める。 <p>(3)色内3丁目周辺地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小樽運河と周辺の歴史的建造物からなる景観の保全に努める。 ・日本郵船地区と小樽倉庫地区を結ぶ地区であり、本通線や旧国鉄手宮線とその沿線の景観に配慮した街並みの形成に努める。 <p>(4)小樽運河北地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期の鉄筋コンクリート造である工場建築や小樽運河に停泊する小型船が創り出す景観の保全に努める。 <p>(5)小樽運河南地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運河と石造りやれんがが造りの倉庫が織りなす景観に保全に努めるとともに、これらに配慮した街並みの形成に努める。 <p>(6)小樽倉庫地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石造りの倉庫と全面の運河が織りなす景観の保全に努めるとともに、これらに配慮した街並みの形成に努める。 ・石造りの倉庫とこれらの壁によって囲まれた抜け小路が創り出す景観に配慮した街並みの形成に努める。 <p>(7)色内1・2丁目地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本通線沿いでは、商家や銀行などの歴史的建造物が創り出す景観の保全に努める。 ・中央通沿いでは、歴史的建造物と調和した新しい街並みの創出に努める。 <p>(8)日本銀行地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小樽繁栄時の雰囲気を生かした景観の保全に努める。 ・周辺の歴史的建造物に配慮した街並みの形成に努める。 <p>(9)堺町本通地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石造りや木造の低層な歴史的建造物が創り出す景観の保全に努める。 ・堺町本通りなどに残されている歴史的建造物などに配慮した街並みの形成に努める。 <p>(10)入船七差路地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交差する七つの道路と広場及びその周辺の歴史的建造物が創り出す景観の保全に努める。 ・堺町本通りと一体となった街並みの形成に努める。 <p>(11)三本木急坂地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層な建物の誘導を図るとともに、港からの眺望に配慮した街並みの形成に努める。 <p>(12)水天宮周辺地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水天宮境内から港を見る眺望及び港や市街地から境内を見上げる景観の保全に努める。 ・水天宮を中心とする緑、外人坂周辺の石垣等の保全に努める。 <p>(13)有楼・港町地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨港線沿いは新しい流通施設帯として活気ある景観の形成に努める。 ・周辺の歴史景観地域との連続性に配慮した街並みの形成に努める。 <p>(14)小樽築港地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域集客拠点として新たな魅力と活気ある都市景観の創出に努める。 <p>(15)小樽駅前・中央通地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市にはない小樽独特の景観の保全に努める。 ・「みなとまち小樽」を代表する通りにふさわしい活気ある街並みの形成に努める。
	建築物の新築、増築、改築、移転等	<ul style="list-style-type: none"> ・新築又は移転 高さ10m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの ・増築又は改築 増築又は改築に係る部分が高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもの ・外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 高さ10m又は建築面積1,000㎡を超えるもので、一壁面の外観の1/2を超えるもの 	<p>(1)馬追丘陵</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 高さ10m又は延べ面積100㎡を超えるもの ・外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更 高さ10m又は延べ面積100㎡を超えるもので外観の過半を超えるもの <p>(2)中央長沼市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 高さ16m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの ・外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更 高さ16m又は延べ面積1,000㎡を超えるもので外観の過半を超えるもの <p>(3)平地の農村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 高さ10m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの ・外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更 高さ10m又は延べ面積1,000㎡を超えるもので外観の過半を超えるもの
工物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築又は移転 高さ13mを超えるもの ・増築又は改築 増築又は改築に係る部分が高さ13mを超えるもの ・外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 高さ13mを超えるもので、一壁面の外観の1/2を超えるもの 	<p>(1)馬追丘陵</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 1)擁壁等 高さ2mを超えるもの 2)電気の供給又は電気通のための施設、煙突・排気塔、鉄筋コンクリート柱、金属柱、木柱、物見塔、高架水槽、彫像・記念碑、観覧車、コースター、ウォーターシャフト、コンクリートプラント、アスファルトプラント、自動車庫の用に供する立体的な施設、石油・ガス等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設、ごみ処理施設等 高さ10m又は築造面積100㎡を超えるもの ・外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更 上記の種類及び規模の工物で外観の過半を超えるもの <p>(2)中央長沼市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 1)擁壁等 高さ2mを超えるもの 2)電気の供給又は電気通のための施設、煙突・排気塔、鉄筋コンクリート柱、金属柱、木柱、物見塔、高架水槽、彫像・記念碑、観覧車、コースター、ウォーターシャフト、コンクリートプラント、アスファルトプラント、自動車庫の用に供する立体的な施設、石油・ガス等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設、ごみ処理施設等 高さ16m又は築造面積1,000㎡を超えるもの ・外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更 上記の種類及び規模の工物で外観の過半を超えるもの <p>(3)平地の農村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 1)擁壁等 高さ2mを超えるもの 2)電気の供給又は電気通のための施設、煙突・排気塔、鉄筋コンクリート柱、金属柱、木柱、物見塔、高架水槽、彫像・記念碑、観覧車、コースター、ウォーターシャフト、コンクリートプラント、アスファルトプラント、自動車庫の用に供する立体的な施設、石油・ガス等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設、ごみ処理施設等 高さ10m又は築造面積1,000㎡を超えるもの ・外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更 上記の種類及び規模の工物で外観の過半を超えるもの 	<p>【一般区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱等の新設、増築、改築、移転 高さ(増築にあつては増築後の高さ)が15mを超えるもの <p>・上記以外のもの新設、増築、改築、移転 高さ(増築にあつては増築後の高さ)が8m(建築物に設置される場合は15m)を超えるもの <p>・外観を変更する修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更 上記の規模に該当するもので、変更面積(増築を伴うもの)にあつては増築部分の面積を含む。)が全体の過半となるもの</p> <p>【小樽歴史景観区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木柱、鉄柱等の新設、増築、改築、移転 高さ(増築にあつては増築に係る部分の高さ)が15mかつ長さ(増築にあつては増築に係る部分の長さ)が3mを超えるもの又は見付面積(増築にあつては増築に係る部分の見付面積)が10㎡を超えるもの <p>・上記以外のもの新設、増築、改築、移転 高さ(増築にあつては増築に係る部分の高さ)が5m又は長さ(増築にあつては増築に係る部分の長さ)が5mを超えるもの <p>・外観を変更する修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更 上記の規模に該当するもので、変更面積(増築を伴うもの)にあつては増築部分の面積を含む。)が全体の過半となるもの</p> </p></p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 面積が3,000㎡以上の一団の土地にかかる開発行為 面積が3,000㎡未満の開発行為のうち、町長が必要と認めるもの ・土地の形質の変更 面積が3,000㎡以上の一団の土地にかかる開発行為 面積が3,000㎡未満の開発行為のうち、町長が必要と認めるもの ・屋外における土石・廃棄物・再生資源等の物の堆積 面積が1,000㎡以上で期間が90日以上もの 	<p>(1)馬追丘陵</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 1,000㎡を超えるもの ・土地の形質の変更(開発行為以外) 1,000㎡を超えるもの <p>(2)中央長沼市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 3,000㎡を超えるもの ・土地の形質の変更(開発行為以外) 3,000㎡を超えるもの <p>(3)平地の農村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 10,000㎡を超えるもの ・土地の形質の変更(開発行為以外) 10,000㎡を超えるもの 	
景観形成基準・行為の制限	建築物	<p>(1)馬追丘陵 高さ、色彩、配置、緑化について基準を定めている。</p> <p>(2)中央長沼市街地 高さ、色彩、緑化について基準を定めている。</p> <p>(3)平地の農村 高さ、色彩、緑化について基準を定めている。</p>	<p>【一般区域】 高さ、配置、形態・意匠、色彩等について基準を定めている。</p> <p>【小樽歴史景観区域】 高さ、連続性、形態・意匠、素材、色彩等について基準を定めている。</p>
	工物	高さ、形態・意匠、色彩、配置、緑化について基準を定めている。	<p>【一般区域】 設置位置、色彩等について基準を定めている。</p> <p>【小樽歴史景観区域】 色彩について基準を定めているほか、さく・垣・擁壁等の素材、鉄塔等の設置について基準を定めている。</p>
	その他	開発行為、土地の形質の変更、屋外における土石・廃棄物・再生資源等の物の堆積について基準を定めている。	開発行為、土地の形質の変更(開発行為以外)について基準を定めている。
景観重要公共施設の指定	無	無	無
景観重要建造物			
景観重要樹木			

道内の景観計画			
	当別町景観計画	黒松内町景観計画	釧路市景観計画
景観計画区域	町内全域	町内全域(市街地、その他の区域に区分)	市内全域(自然環境景観ゾーン、森林景観ゾーン、田園・丘陵景観ゾーン、海岸景観ゾーン、市街地景観ゾーン、港湾・漁港景観ゾーンに区分)
重点区域等			常舞橋・釧路川周辺、釧路駅・北大通周辺、阿寒湖温泉地区を「景観計画重点区域」、道道釧路空港線周辺地区を「景観形成推進地域」に指定。
良好な景観の形成に関する方針	<p>(1)自然景観の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 町有林、防風林は、当別町ならではの自然景観として、適切な保全に努める。 道民の森など森林に親しめる場においては、景観に配慮した整備に努めるとともに、景観に親しみを持ってもらうプログラムの開発、普及を行う。 森林地域内などの河川環境整備においては、周囲の自然環境と調和するように配慮する。 森林地域を貫く道路沿道における不法投棄の防止など、より良い景観づくりに努める。 <p>(2)農村景観の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地、農業用排水路、農道沿道などの景観整備を進める。 農家住宅の屋敷林の保全や周辺環境整備に努めるとともに、優良田園住宅地においては、自然環境・農地との調和に配慮した住宅地の景観整備を進める。 私有地内の廃屋などは、所有者に適切な管理を呼びかけるなど、景観阻害要素の改善に努める。 豊かな農村景観を地域住民や来訪者に体験してもらうことやPRを通し、農業ブランド力のアップにつなげる。 農業地域を貫く道路沿道における不法投棄の防止など、より良い景観づくりに努める。 <p>(3)特色ある市街地景観の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> 本町市街地地区 <ul style="list-style-type: none"> 駅前、商業地景観、住宅地、道路沿道、歴史を生かした景観づくりなどを通して、美しい中心街の景観形成を図る。 太美市街地地区 <ul style="list-style-type: none"> 駅前景観の維持保全に努めると共に、住宅地における景観ルールづくり、住民による植樹や花づくりなどを通して、統一感のある美しい市街地景観の形成を図る。 スウェーデンヒルズ地区 <ul style="list-style-type: none"> まちづくりルールにない景観形成を進めると共に、レクサンド記念公園の整備などを通し、統一感のある美しい市街地景観の形成を図る。 その他の市街地地区 <ul style="list-style-type: none"> 住宅地景観のルールづくりや、道路沿道の植樹、花づくりなどを通し、農村景観と調和のとれた景観形成を図る。 <p>(4)未来の景観を担うづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観学習プログラムや環境学習、景観セミナーなどの開催を通して、当別の景観特性について知り、より良い景観づくりの担い手づくりを行う。 <p>(5)景観づくりへの参加、ルールづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の景観づくりは地域住民の意識を大切にし、各種事業の景観整備にあたっては町民参加を基本とする。 	<p>(1)市街地地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅及び住宅に付属する工作物は、落ち着いた色彩に統一するとともに、緑を増やし、その他区域(農村・自然)をつなぐ緑の回廊をつくり、身近な自然を取り戻す。 小道全体を生活・交流・散策の広場として位置付け、ベンチを設置するなど簡易に整備し、多様に活用する。 公共施設周辺には、樹木を植栽し花壇を整備する。 運動公園内は、子どもからお年寄りまでくつろげる植栽を行う。 住宅街には、樹木や生垣の植栽を働きかける。 <p>(2)その他区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅、住宅に付属する工作物や農業施設は、落ち着いた色彩に統一するとともに、樹木や生垣による生活感の遮蔽を誘導する。 先人の継いだ木を守り、使われなくなった古い家屋等を住宅や工房にリフォームするなど新しい生命を吹き込み、歴史を引き継いでいく。 スノーポール等、工作物の景観配慮に努める。 国道、道道、町道沿いの廃屋及び堆積している再生資源について、撤去や修景を誘導する。 農村景観を見渡せる眺望点や野の小道沿いにデッキやベンチを設置するなど、簡易に整備する。 農業生産と調和させながら、防風林、牧野林、湿地を守り育てる。 水を育むため、水源産養機能の高い天然林の育成や雑木林の造成を進める。 背景となる丘や森林の土地形状を変更する際は、地の利を活かすとともに、緑化するよう誘導する。 	<p>【一般区域】</p> <ol style="list-style-type: none"> 自然環境景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 国などの関係機関と連携し、国立公園の整備に努めるなど、自然景観の保全を図る。 森林景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性や森林の形態に応じた適切な森林整備に努め、良好な森林景観の保全を図る。 田園・丘陵景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 周辺の丘陵地や森林などの自然環境に配慮しながら、良好な景観形成を図る。 海岸景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 砂浜の自然海岸や河岸段丘の迫力ある断崖などの特徴的な海岸線の保全、背後に自生する貴重な海岸植物の保護に努めるなど、良好な海岸景観の形成を図る。 市街地景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 居住系地区は、花や木に囲まれた緑豊かな街並みづくりを進め潤いと豊かさを感じられる景観の形成を図る。 都心部の商業地は、賑わいがあり多様な魅力を備えた景観の形成を図るとともに、大型店を核とした地域商業集積地は、近隣住宅地との調和に配慮した景観の形成を図る。 工業地区は、工場等の緑化整備などにより、周囲の街並みと調和した景観の形成を図る。 港湾・漁港景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> 西港区は、港湾整備と併せて緑に囲まれた整然とした景観の形成を図る。 東港区は、まちと港が一体的に感じられる特性を活かし、港町釧路の賑にふさわしい景観の形成を図る。 千代の浦漁港、桂恋漁港は、市民や観光客が漁業にふれ合える景観の形成に努める。 <p>【景観形成重点区域】</p> <ol style="list-style-type: none"> 常舞橋・釧路川周辺地区 <ul style="list-style-type: none"> 水辺に近づき、眺められるような空間づくりなど、水面の眺めを大切に、水辺と調和した景観形成を図る。 釧路らしい産業景観の眺望を保全するとともに、それらとふれあえる空間の整備など、港町釧路の産業イメージに配慮した景観形成を図る。 釧路駅・北大通周辺地区 <ul style="list-style-type: none"> 格調やゆたかを感じるデザインや素材を用いて風格ある景観の形成を進めるとともに、道東圏のモデルとなる先駆的で積極的な景観形成を図る。 既存の樹木の保全や新たな緑の創出により、緑豊かな空間づくりを進めるとともに、緑のネットワーク化を図ることにより、地域のつながりを強めるよう配慮した景観形成を図る。 都心部で川や港の雰囲気を感じるような空間づくりを進めるとともに、潤いある緑の環境を整備し、港や河川とのつながりを強めるなど、都心と港、都心と川との結びつきに配慮した景観形成を図る。 阿寒湖温泉地区 <ul style="list-style-type: none"> 温泉街に花や植樹による緑化や、阿寒湖へ注ぐ河川環境の改善など、周囲の自然と調和した景観形成を図る。 アイヌコタンなど阿寒の歴史・文化を活かした景観形成を図る。 多彩で優れた自然環境を活かし、湖畔の自然を楽しめる空間の形成や美しい街並みを形成するなど、北海道を代表する観光地にふさわしい景観形成を図る。 <p>【景観形成推進区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 牧歌的な風景の保全、育成に努め、東北道道を代表する田園景観の形成を図る。 丘陵部の眺望の開けた場所や、広く見渡すことができる場所などからの眺望を活かし、田園風景の広がりが、創設の広さを体感できる景観形成を図る。 東北道沿いの空の玄関口であり、阿寒湖守公園をはじめとする観光拠点へ続く地区であることと考慮し、印象的な都市部とのつながりを強め、緑の連続性に配慮した景観形成を図る。 周辺環境との調和に配慮しながら魅力ある夜の景観形成を図る。 農耕地の背後に位置する丘陵地は、本市をイメージさせる代表的な景観であり、樹木の保全や育成による緑の景観形成を図る。
建築物の新築、増築、改築、移転等	<p>新築、増築、改築、移転</p> <p>高さ10m又は延べ床面積1,000㎡を超えるもの</p> <p>・外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更</p> <p>上記の規模を超える建築物で外観の1/2を超えるもの</p>	<p>・新築、増築、改築、移転</p> <p>高さ3m以上又は延べ床面積10㎡以上</p> <p>・外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更</p> <p>上記の規模を超える建築物の外観・色彩変更</p>	<p>【一般区域】</p> <p>・新築、増築、改築又は移転</p> <p>高さ13m、延べ面積1,500㎡を超えるもの</p> <p>・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更</p> <p>上記の規模を超えるもので、一壁面の変更面積がその面の1/2を超えるもの</p> <p>【景観形成推進区域】</p> <p>・新築、増築、改築又は移転</p> <p>規模に関わらず届出</p> <p>・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更</p> <p>一壁面の変更面積がその面の1/2を超えるもの</p> <p>※景観計画重点区域については、今後別途定める</p>
工物対象行為	<p>新築、増築、改築、移転</p> <p>1)塙、擁壁等</p> <p>高さ2mを超えるもの</p> <p>2)鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱、煙突、物見塔、装飾塔、彫像、記念碑、観覧車、コースター、ウオーターシャフト、自動車庫の用に供する立体的な施設、アスファルトプラント、コンクリートプラント、石油・ガス等の貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設、汚物処理場、ごみ焼却場、高架水槽等</p> <p>高さ10m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの</p> <p>・外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更</p> <p>上記の種類及び規模の工物で外観の1/2を超えるもの</p>	<p>・新築、増築、改築、移転</p> <p>1)さく塙、擁壁等</p> <p>高さ1m以上</p> <p>2)その他の工作物</p> <p>高さ4m以上又は延べ面積100㎡以上</p> <p>・外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更</p> <p>上記の規模を超える工物の外観・色彩変更</p>	<p>【一般区域】</p> <p>・新築、増築、改築又は移転</p> <p>1)木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱等</p> <p>高さ15mを超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの高さが15mを超えるもの)</p> <p>2)その他の工作物</p> <p>高さ8mを超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は、高さ8m、かつ、地盤面からの高さが13mを超えるもの)</p> <p>・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更</p> <p>上記の規模を超えるもので、一壁面の変更面積がその面の1/2を超えるもの</p> <p>【景観形成推進区域】</p> <p>・新築、増築、改築又は移転</p> <p>規模に関わらず届出</p> <p>・外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更</p> <p>一壁面の変更面積がその面の1/2を超えるもの</p> <p>※景観計画重点区域については、今後別途定める</p>
その他	<p>・開発行為</p> <p>当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの</p> <p>・土地の形質の変更(開発行為以外)</p> <p>当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの</p> <p>・屋外における土石・廃棄物・再生資源等の物件の堆積</p> <p>当該行為に係る土地の面積が1,000㎡かつ当該行為に伴い生ずる堆積物の高さが1.5mを超えるもので、期間が30日以上のも</p>	<p>・土地の形質変更</p> <p>面積1,000㎡以上</p> <p>・樹木の伐採</p> <p>一体となる面積50㎡以上の樹林地又は並木の伐採</p> <p>・土石・廃棄物・再生資源等の物件の堆積</p> <p>高さ3m以上又は面積100㎡以上で堆積期間が90日以上</p>	<p>【一般区域】</p> <p>土地の面積が10,000㎡を超える開発行為</p> <p>【景観形成推進区域】</p> <p>土地の形質の変更</p> <p>樹木の伐採</p> <p>※景観計画重点区域については、今後別途定める</p>
建築物	高さ、形態・意匠・色彩、配置、緑化について基準を定めている。	高さ、配置、屋根、外壁等について基準を定めている。	【一般区域】
配置、形態意匠、色彩、外構について基準を定めている。			【景観形成推進区域】
配置、形態意匠、色彩、外構、材質について基準を定めている。			※景観計画重点区域については、今後別途定める
工作物	高さ、形態・意匠・色彩、配置、緑化について基準を定めている。	<p>(1)さく塙、擁壁等</p> <p>高さ、色彩について基準を定めている。</p> <p>(2)高さ4m以上又は1,000㎡以上の車庫等の立体的な工作物</p> <p>高さ、配置、屋根、外壁について基準を定めている。</p> <p>(3)その他の工作物</p> <p>高さ、外壁について基準を定めている。</p>	<p>【一般区域】</p> <p>配置、形態意匠、色彩、外構について基準を定めている。</p> <p>【景観形成推進区域】</p> <p>配置、形態意匠、色彩、外構について基準を定めている。</p> <p>※景観計画重点区域については、今後別途定める</p>
その他	開発行為、土地の形質の変更(開発行為以外)、屋外における土石・廃棄物・再生資源等の物件の堆積について基準を定めている。		<p>【一般区域】</p> <p>開発行為について基準を定めている。</p> <p>【景観形成推進区域】</p> <p>土地の形質変更について基準を定めている。</p> <p>※景観計画重点区域については、今後別途定める</p>
景観重要公共施設	無	無	無
景観重要建造物		歌才自然の家、フナセンター、トワ・ヴェール、トワ・ヴェールⅡ、黒松内温泉ふなな森、ミニビジターセンター	
景観重要樹木			

道内の景観条例の概要(景観行政団体以外で、北海道景観計画適用除外地域)

	ふるさと江差の街並み景観形成地区条例	中標津町景観条例	ニセコ町景観条例
適用区域	町内全域	町内全域	町内全域
重点区域等	歴まち中歌焼神地区を「歴史を生かす街並み景観形成地区」に指定。	開陽台周辺地区を「景観形成重点区域」に指定。	
届出対象行為	(1) 建物等の新築、改築、増築、移転又は除却 (2) 建物等の外観の修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更 (3) 屋外における物品の集積又は貯蔵 (4) 土地の形質の変更 (5) 樹木の伐採 (6) 上記のほか、町長が景観に影響があり届出の必要があると認める行為	景観形成重点区域に適用 (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除去又は外観の修繕、模様替え若しくは色彩の変更(建築物の新築、増築、改築、移転で建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する行為以外は除く) (2) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置 (3) 都市計画区域内の1,000㎡以上の開発行為 (4) 都市計画区域外の3,000㎡以上の開発行為 ※(3)、(4)で農林業を営むために行うものは除く (5) 10,000㎡以上の立木の伐採(間伐、枝打ち、整枝等木材の保育のために通常行われる立木の伐採、枯損した立木又は危険な立木の伐採は除く) (6) 屋外における産業自動車の放置 (7) 屋外における建設資材の堆積 (8) その他町長が指定するもの	町長が指定した重要景観等(景観上重要な価値があると認められる建築物、樹木等)の所有者等が現状を変更し、所有権等の権利を移転する場合は届出が必要。
事前協議対象行為		届出対象行為の前に事前協議が必要	(1) 高さ10mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更(改築後又は増築後の高さ又は面積が当該規模を超えるものを含む。) (2) 高さ10m(門、窓、垣、さく、擁壁等)にあつては5mを超え、又は築造面積が1,000㎡を超える工作物の新設、改築、増設、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更(改築後又は増設後の高さ又は面積が当該規模を超えるものを含む。) (3) 環境及び景観に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場で規則に定めるもの(以下「指定事業場」という。)の新設、改築、増設又は移転(用途の変更により、指定事業場になる場合を含む。) (4) 土地の区画形質を変更する事業で、その面積が5,000㎡を超えるもの(5,000平方㎡以下であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000㎡を超えるものを含む。) (5) 前号中景観地区にあつては、「5,000㎡」を「3,000㎡」と読み替えるものとする。 (6) 土地の区画変更を伴わなくても、主として建築物の建築の用に供する目的で、当該土地を分割し他の者に販売する事業で、その面積が5,000㎡を超えるもの。(5,000㎡以下であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000㎡を超えるものを含む。)
景観形成基準行為の制限	※歴史を生かす街並み景観形成地区を指定したときは、次に掲げる事項のうち必要な事項について定める (1) 建物等の規模、位置、用途、色彩、意匠及び形態に関する事項 (2) 樹木の態様に関する事項 (3) その他町長が必要であると認める事項 ※歴まち中歌焼神地区の景観形成基準 建築物の位置、規模、意匠、用途、建築附帯物、建築設備等について基準を定めている。	※景観形成地区を指定したときは、次に掲げる事項のうち必要な事項について定める (1) 当該景観形成重点区域における景観形成のための方針に関する事項 (2) 敷地の緑化に関する事項 (3) 建築物の敷地内の位置、規模、意匠及び色彩に関する事項 (4) 建築物に附属する設備の規模、意匠及び色彩に関する事項 (5) 屋外広告物の位置、規模、意匠及び色彩に関する事項 (6) 土地の区画形質の変更に関する事項 (7) その他町長が、景観形成のために必要と認める事項 ※開陽台周辺地区の景観形成基準 【公的施設】 位置、規模、意匠・色彩について基準を定めている。 【緑化】 開発行為等を行う場合の既存樹木の保全について基準を定めている。 【建築物等】 位置、規模、意匠・色彩について基準を定めている。 【屋外広告物】 広告物の種類、規模、意匠・色彩について基準を定めている。 【土地の区画形質の変更】 変更後の状態、法面処理について基準を定めている。	※事前協議の審査基準(施行規則による) 樹木の伐採・保存、植樹、建築物、工作物の位置・色彩・意匠形態等について基準を定めている。

道内の景観地区の概要

	倶知安準都市計画景観地区	ニセコ準都市計画景観地区
適用区域	ヒラフ高原景観地区(センタービレッジ地区、山田Ⅰ地区、山田Ⅱ地区、大沢川沿い地区、樺山地区、ペンションビレッジ地区、羊蹄の里地区、双子山地区、東岩尾別地区、西岩尾別・旭・花園地区、ノースヒルズ地区、花園ビレッジ地区に区分)	ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区
制限事項	建築物の形態意匠、高さの最高限度、最低敷地面積、壁面の位置、建蔽率、容積率、道路斜線、隣地斜線について基準を定めている。	建築物の形態意匠、高さの最高限度、最低敷地面積、壁面の位置について基準を定めている。